会 議 録

云	
会議の名称	平成29年度 第2回桶川市いじめ防止連絡協議会
開催日時	平成30年2月16日(金) (開会)午後1時30分・(閉会)午後3時
開催場所	桶川市役所仮設庁舎会議室301
出席委員	1 1 名
欠席委員	3名
事務局職員	2名
議題	1 開会 2 会長あいさつ 3 協議 (1)桶川市いじめ防止等基本方針の改定について (2)桶川市いじめ対策委員会 (3)桶川市のいじめに係る現状 (4)いじめ防止への取組 (5)その他 4 閉会
配付資料	次第 「桶川市いじめ防止等基本的方針」見え消し 「桶川市いじめ防止等基本的方針」新旧対照表 「桶川市いじめ防止等基本的方針」の改定のポイント 「いじめ重大事態における行動計画(仮称)」 桶川市のいじめに係る現状 いじめに関する事案 「ネットいじめについて(ネットトラブル注意報 第3号)」

議事の内 容

- 1 開会
- 2 会長あいさつ 教育部長
- 3 協議
- (1) 桶川市いじめ防止等基本方針改定のについて
- ・ 事務局が資料に基づき説明した。

会 長:事務局の説明に質問、意見はないか。

- 委員からの質疑・意見なし
- (2) 桶川市いじめ対策委員会
- 事務局が資料「桶川市いじめ重大事態における行動計画」に基づき説明した。

会 長:事務局の説明に質問、意見はないか。

委員:いじめ重大事態が起こった時の対応が時系列でまとめられている。 万が一の時には、落ちがないようにやっていければよいと思う。調査組織の設置をスムーズに行うことが大切である。基本調査のアンケートについては、ひな型があるとよい。

事務局:アンケートについては、第3回のいじめ対策委員会で検討された。 保護者への通知とともにアンケートを実施すること、またアンケートの記名の有無等について検討がなされた。アンケートのひな型を用意し、実情に応じて使用する方向で考えている。

委 員:いじめ重大事態が起きた時の警察への情報提供は、どのようになっているのか。

事務局:「いじめ重大事態発生報告」の段階で、教育委員会から警察へ情報提供を行わせていただく。

- (3) 桶川市のいじめに係る現状
- 事務局が資料に基づき、本市のいじめに係る現状について報告した。

会 長:事務局の説明に質問、意見はないか。

委員:「金品をたかられる」は恐喝であるが、警察に情報がいっているのか。

事務局:この事案では、保護者を呼んで学校で対応を行い終結した。別の案件で、警察が入ったものもある。

委員:学校では、アンケート等で児童生徒から訴えがあったものについては、一つ一つていねいに確認している。金品についての案件でも保護者に連絡して対応している。

会 長:いじめの態様の項目について、事務局より説明願う。

事務局:項目については、文科省の調査の項目を活用している。

会 長:「金品をたかられる」の中にも、さまざまな程度がある。現時点では 警察への報告にいたるものではない。

委 員:いじめの認知件数が、中学校1年生で増加している理由について伺 う。

事務局:部活動の中でのトラブルが見られる。また、中2、中3で減っていくのは進路選択等が入ってくることで関心が自分に向いてくるためという分析もある。また、同じ小学校から入学した中でも起こっている。中2、中3になると、自分自身から周囲への発信が少なくなることもある。今後も注意深く見ていかなければならない。

委 員:資料のいじめ認知件数は、アンケート調査からなのか、それとも先生方がつかんだものなのか。

事務局:児童生徒と保護者からのアンケートである。

会 長:補足するが、アンケート調査は学期に1回であり、スパンが長い。 そのため、休み時間の中での児童生徒とのふれあいや生活ノート等 も活用しながら、注意している。アンケートはいじめ把握の手立て の中の1つである。

(4) いじめ防止への取組について

会 長:本日は、特にネットいじめについて協議願いたい。

・ 事務局が資料に基づき説明した。

会 長:学校ではどのような状況なのか説明願う。

委員:ネットいじめの特徴は、場所や時間を選ばないこと、いじめがみえにくいことである。アンケートからではわかりにくい。ふだんから子供の様子をよく見ていくことが大切である。通信会社や警察を講師に招き、携帯安全教室を授業参観の時に行った。道徳の授業をしっかり行い、心を育てることが大切である。

委員:いじめの情報を関係機関とどのように情報共有しているのか。学校では、放課後児童クラブや地域のスポーツ少年団等との連携がどこまで構築されているのか。

委員:必要に応じて共有している。問題がある場合はまず保護者と連携を 図る。放課後児童クラブとも連携がとれている。スポーツ少年団に ついては保護者を通じてという形になる。

委 員:スポーツ振興課では、スポーツ少年団の保護者に対して、母集団研修という形で研修を行っている。必要に応じて学校とも連携していきたい。

委 員:子供たちは、スポーツ少年団以外のスポーツ団体にも所属している。 また、塾でのトラブルも多くみられる。

委員:生涯学習文化財課では、放課後こども教室を所管している。学校と も情報共有を心掛けている。放課後の居場所づくりとしてうまくい っている。

会 長: PTAの立場から、いかがか。

委員:いじめを学校の内部だけで処理するということは、今はほとんどない。放課後児童クラブでもコーディネーターと円滑に連携している。いじめ防止という観点から3つある。1つめは、子供の吸収する力は高く、ネットについての知識は保護者を上回っている。その中でのトラブルをどう保護者が止めていくのか、また、子供たちがどう情報を取捨選択していくのかということ。一晩で、120を超える件数のLINEがくることもある。2つめは、保護者が学校や担任の話を子供の前でしないこと、もしくは褒める話をすること。3つめは、

埼葛地区では、学校とPTAが協力して子供たち自身がネットに触れない時間を設定している。こうしたことを進めていくことで、保護者、子供、学校が携帯電話について、よい対策がとれるのではないか。

委員:本校では、小・中学校合同での地域学校保健委員会を開いた。いずれも、小・中学校の教員、子供、保護者に加え、学校医、薬剤師が参加した。生活習慣の中で特に睡眠についてグループワークを行った。その中で、スマホの利用時間についても話題となっていた。こうしたことは、保護者も一緒に入らないと効果が低い。ネットいじめは時間を選ばないということを考えると、基本的な生活習慣を確立していくことも大切である。

会 長:桶川市教育センターでは、いかがか。

委員:今年度の相談の中で、ネットいじめの相談はない。

会 長:児童相談所では、いかがか。

委員:直接ネットいじめに関係しての相談はない。虐待通告の中で、携帯のルールを子供が守れないからという理由のものも見られる。ルール作りについては、子供が守れないルールを親が決めていることもある。

会 長:上尾警察ではいかがか。

委員:桶川市においては、ネットに関する案件はない。ネットだと過激になる傾向がある。ネットで知り合って個人情報を相手に送ってしまうという事例が見られる。保護者がよくわかっていないと防ぐことができない。

会 長:警察には、非行防止教室等でご協力をいただいている。何かある時 は警察へ相談ということでよいか。

委員:警察には、エスカレートする前に早めに相談を願いたい。特にネットについては、早く対応しないと何もできない。

委員:警察では、ネットパトロールなど、問題を察知するような取組があ るのか。 委員;サイバーパトロールがある。

委 員:人権・男女共同参画課では、主にDV等の相談なので、子供のネットトラブルでの相談はない。

会 長:全体を通じて何か意見はあるか。

委員:この会議は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止会議である。 われわれは、いじめ重大事態に目が行きがちではあるが、未然防止 が重要である。道徳教育を意図的、計画に行い、桶川市民憲章にあ るような街に誇りを持つ子供を育てていけば、それが自ずと未然防 止につながっていくはずである。そうしたことに最前線で取り組む 学校は大変ではあるが、PTA、地域と連携をしていくことが、よ りよい桶川市民づくり、国民づくりにつながると考える。

委員: それぞれの立場からのいじめの未然防止を、今後もお願いしたい。

4 閉会

以上